

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学校開放施設使用料の減免の決定		
根拠例規及び条項		多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 10 号)第 3 条第 1 項ただし書		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成 11 年教育委員会規則第 2 号)第 22 条 ・多治見市教育機関等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成 9 年教育委員会規則第 13 号) 		
	基 準	多治見市教育機関等の使用料及び利用料金減免取扱規則に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				